

## 図書館の自由

J L A図書館の自由委員会副委員長 山家篤夫

1. 「図書館の自由に関する宣言」は、図書館の目的と機能を憲法の権利保障の枠内に位置づける  
前文の本文：図書館は基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、  
資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

### (1) 公立図書館の目的と組織は、憲法を頂点とする法令・制度を基礎とする。

①国民主権 日本国憲法前文

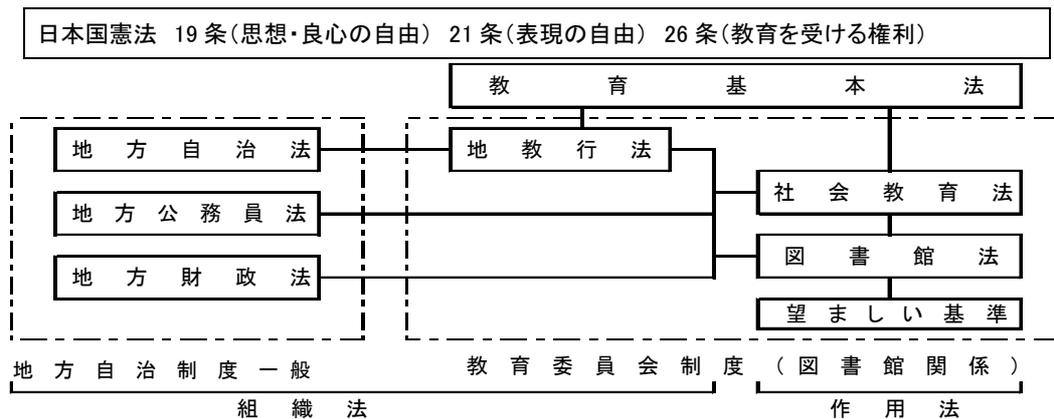
②図書館が準拠する日本国憲法の基本的人権規定

19条：内心の自由， 21条：表現の自由（検閲禁止，通信の秘密を含む）

③社会権：個人の生存，生活に必要な諸条件の確保を，国家に要求する国民の基本的人権。

国に一定の施設・給付の提供を義務づける規定。これを具体化する法律によって，初めて請求権が具体化する。 26条：教育を受ける権利⇒教育基本法⇒社会教育法⇒図書館法

④公立図書館に関する法制全体は，行政を営む組織に関する法制（組織法）と，行政組織が実施すべき活動の内容に関する法（作用法）の二つの系列によって構成されている。



### (2) 「表現の自由 = 表現する自由」ではない。では..

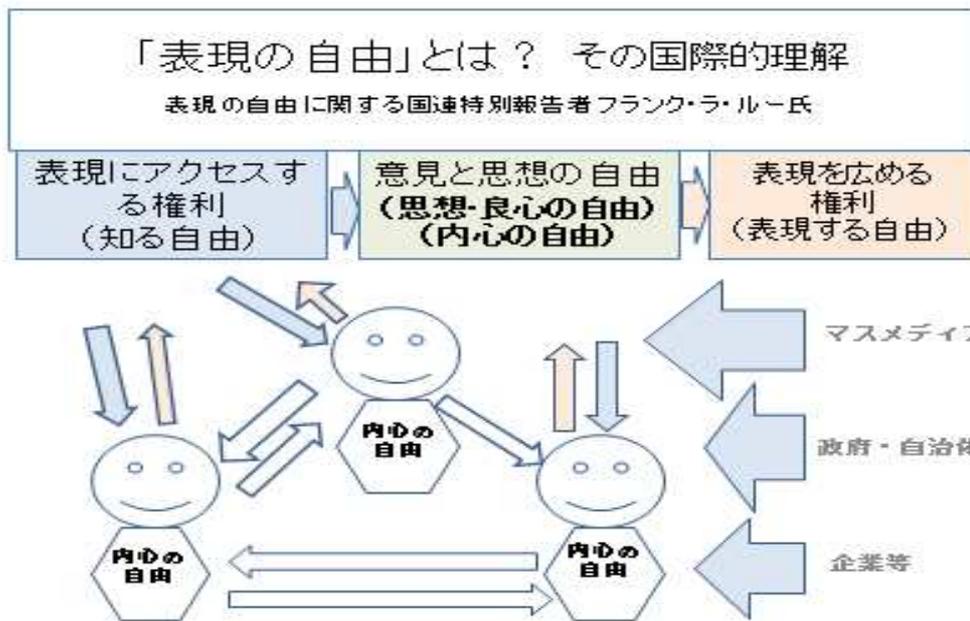
フランク・ラ・ルー氏（国連人権理事会・表現の自由特別報告者）のメッセージ（2014. 7. 10）

—表現の自由は、情報にアクセスする権利と情報を広める権利。その間には意見と思想の自由がある—

表現の自由はわれわれが二つ方向で行使する権利です。一つには、どのような情報に対してもアクセスできるということ。つまり、科学，文化，犯罪捜査，また特に公共の情報に対してです。二つ目のレベルでは、それ（表現の自由）はあらゆる手段を介して情報を発信することによって、自分の考えを広める権利です。

しかし、情報にアクセスする権利と表現の自由の間には、意見と思想（thought）の自由というものがああります。

私たちは気持ちや意見を、情報を得ることによって形成するのですが、そのようにして形成した自分の考えに基づいて、自分自身の立場を表明します。（以下略）



日本国憲法（1946）	世界人権宣言（1948）
第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。 第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。 第 20 条(信教の自由)、22 条(学問の自由)は略	第 19 条 すべての人は、意見を持ちそれを表明する自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。 第 20 条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。 2 何人も、結社に属することを強制されない。

**(3) わが国最高裁も上記「国際的理解」を確認した**

よど号乗っ取り事件関係記事抹消事件 最高裁大法廷判決（1983.6.22） 抜粋

一各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめる

ためにも、必要なところである。

それゆえ、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる一

**(4) 法研究者の説明**

○歴史的説明： 20世紀に入り資本主義経済の発展と情報通信の発達によりマスメディアが巨大化し、情報の送り手の地位を独占。一般国民は一方的受け手に甘んじる事態が進行した。

そこで表現の自由を一般国民の側から再構成し、表現の受け手の自由(聞く自由、読む自由、

見る自由)を保障するためそれを「知る権利」と捉えることが必要になってきた。表現の自由は「干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由」と「情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」(世界人権宣言19条)ものと解されるようになった。(芦部信喜『憲法 第三版』(岩波. 2002. 161p)

○論理的説明: 表現行為はもともと意志・情報を伝達しようとする送り手と、この伝達をうけとる受け手との間の関係を前提とする観念である。受け手との関係を欠如した・・・そのような非社会的な(表現)行為は、とりたてて論ずる必要はない。(奥平康弘『表現の自由とはなにか』(中公新書. 1970)

## (5) 図書館界は

日本:知る自由は・・・(表現の自由と)表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。(「自由宣言」前文の副文1)

世界:知る権利と表現の自由が同一の原則を2つの側面から把握したものだと思ふ。知る権利は思想と良心の自由のため の必要条件であり、思想・表現の自由と表現の自由は情報への自由なアクセスにとっての 必須不可欠の条件である。(IFLA「図書館と知的自由に関する声明 1999年」)

## 2. 「図書館の自由」を構成する3命題 価値中立性+権利性+公平性

前文の副文1で図書館の憲法19条、21条準拠原則を説明した後、

- ①図書館サービスは価値中立性を基本にすること (価値中立性)
  - ②住民は図書館からサービスを受けとることに権利を持つこと (権利性)
  - ③その権利は住民に公平に保障されること (公平性) , という3つの命題を提示する。
- 2「すべての国民は (公平性) , いつでもその必要とする資料を (中立性) 入手し利用する権利を有する (権利性) .」
- 3「図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく (中立性) , 自らの責任にもとづき (中立性) , 図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて (公平性) , 収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである .」
- 4「わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない (中立性) .」
- 5「すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあつてはならない (公平性) .  
外国人も、その権利は保障される (公平性) .」

続く第1は「収集」、第2は「提供」という図書館実務に上記3命題を適用した規範を提示する。第3は「内心の秘密」に基づく図書館利用者の秘密 (プライバシー権) , 第4は図書館による検閲・自己規制排除 (中立性) を提示する。

## (1) 図書館裁判 その1 船橋西図書館事件 -価値中立性は公立図書館職員の職務上の義務-

○事件の概要: 船橋西図書館の司書が「新しい歴史教科書をつくる会」の著者らの著作107冊を除籍規定に基づかずに思想的嫌悪から廃棄したとして、著者らが船橋市と司書に国家賠償法に基づく損害賠償を求めた。1, 2 審は請求を棄却したが最高裁は請求を認め、審理を差し戻した。

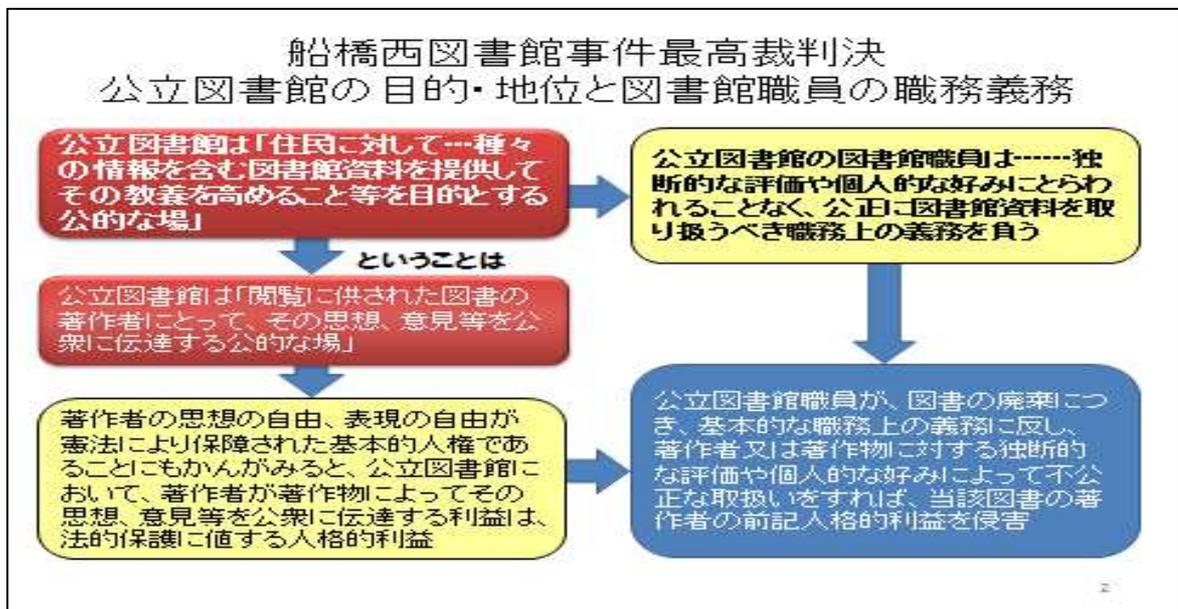
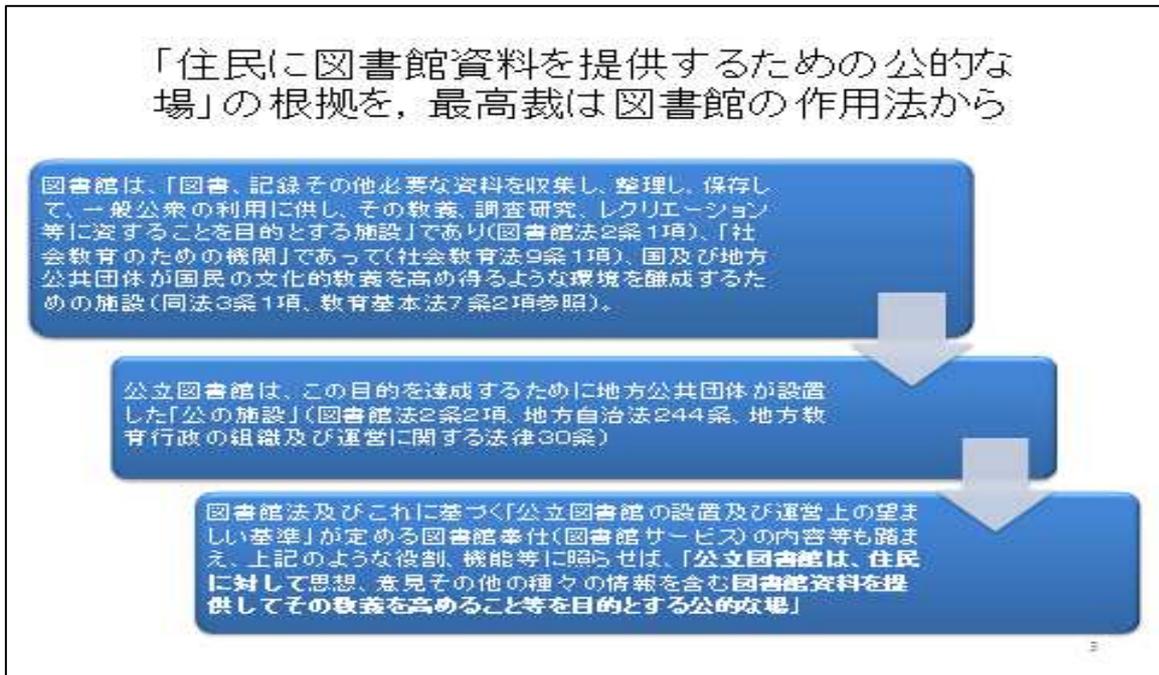
○裁判の争点: 公立図書館が収集し閲覧等に供している図書等の著者は、当該図書館に収蔵され閲覧等利用に供されることについて法的な権利・利益を有するか否か。

○最高裁判決(2005. 7. 14 民集 59 卷 6 号 1569p)

判決が価値中立性は「図書館職員の基本的な職務上の義務」とした論理

- ① 公立図書館の目的、社会的役割とサービス内容を、管理法系列ではなく作用法系列の図書館関係法令、基準から導きだした。
- ② サービス内容については「住民の要求」に応えることに主眼を置いた。
- ③ 住民の要求は多様で高度化している。

⇒ そのような住民の要求に応えることに努めるべき図書館職員の基本的な職務上の義務は、「独断的な評価や個人的な好み」によってではなく、公正に資料を取り扱うことである。



(岡村久道・国立情報学研究所客員教授の2013年全国図書館大会プレゼンテーションより)

**【最高裁判決の要旨】**

(1) 図書館は、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」であり(図書館法2条1項)、「社会教育のための機関」であって(社会教育法9条1項)、国及び地方公共団体が国民の文化的教養を高め得るような環境を醸成するための施設として位置付けられている(同法3条1項、教育基本法7条2項参照)。公立図書館は、この目

的を達成するために地方公共団体が設置した公の施設である（図書館法2条2項，地方自治法244条，地方教育行政の組織及び運営に関する法律30条）．…平成13年7月18日に文部科学大臣によって告示された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第132号）…によれば，公立図書館は，図書館資料の収集，提供等につき，①住民の学習活動等を適切に援助するため，住民の高度化・多様化する要求に十分に配慮すること，②広く住民の利用に供するため，情報処理機能の向上を図り，有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めること，③住民の要求に応えるため，新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどとされている。

上記のような役割，機能等に照らせば，公立図書館は，住民に対して思想，意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということができる．そして，公立図書館の図書館職員は，公立図書館が上記のような役割を果たせるように，独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく，公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり，閲覧に供されている図書について，独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは，図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。

(2) 他方，公立図書館が，住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは，そこで閲覧に供された図書の著者にとって，その思想，意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができる．…思想の自由，表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると…その著作物が閲覧に供されている著者が有する上記利益は，法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり，公立図書館の図書館職員である公務員が，図書の廃棄について，基本的な職務上の義務に反し，著者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは，当該図書の著者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。

『判例タイムズ』1191号221p)

### ALAの図書館権利宣言の改訂－教育性を排除し価値中立性を純化－

○1939年版

第1条 公費で購入する図書及びその他の読書資料は，地域社会の人々にとっての価値と関心(value and interest)のために選ばれるべきである。(略)

第3条 民主的な生き方を教育する一つの機関として，図書館は社会的に有用な活動や文化的な活動のために，また時事問題の討論のために，集会室の利用を特に歓迎すべきである。

○1980年改訂版

ALAは，すべての図書館が情報や思想のひろば(forums for information and ideas)であり，以下の基本方針が，それらのサービスの指針となるべきであることを確認する。

第1条 図書およびその他の図書館資源は 図書館が奉仕するコミュニティのすべての人びとの 関心，情報，啓蒙(interest, information and enlightenment)に役立つように提供されるべきである。

## (2) 図書館裁判 その2 熊取町立図書館裁判

－住民は図書館サービスを受ける法的保護に値する人格的利益を有する－

蔵書の著者に不当に廃棄されず読まれる「法的保護に値する利益」をもつとした船橋西図書館事件最高裁判決は，住民が図書館を利用する利益に法的保護を認める本件判決を導いた。

○事件の概要：町立図書館が，蔵書の廃棄が適正に行われているかを調べる目的で協力貸出の申し込みを繰り返す特定利用者に対し，協力貸出サービスを拒否した。本人の図書館を利用する権利を侵害されたとして町に対して損害賠償を求めた。1審は損害賠償を認容。

大阪高裁は、熊取町が「対応は不適切で遺憾」と表明する和解案を提示、成立。

○争点：協力貸出の申込みに応じるか否かは熊取町立図書館長の裁量（行政権による判断）の範囲か。

【大阪地裁判決（2007.6.8）】

- ①「公立図書館が住民に対して思想、意見その他種々の情報を含む図書館資料その教養を高めること等を目的とする公的な場であって（図書館裁判その2 最高裁判決の引用）、住民も公立図書館から上記のような図書館資料の提供を受けることにつき法的保護に値する人格的利益を有するものと解されることを考え併せると、…正当な理由がなく利用者の上記申込みを拒否するときには、利用者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となる」
- ②本件の協力貸出申込みが通常・一般の正常な公立図書館の利用の趣旨及び目的を逸脱しているという熊取町、図書館の主張については、  
「原告の行った本件各申込みは、熊取図書館が除籍処分にした図書の内容を確認し、当該図書が熊取町立図書館資料除籍基準に合致していたのかどうかを調査する目的として行われたものであるところ、かかる行為は「図書館…の健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」と規定する図書館法1条の趣旨から逸脱することが明らかであるとはいえず、被告が主張するように「本来の協力貸出しを通じて行う貸出しと明らかに相違した、極めて特殊・限定された異常なもの」と評することはできない。」

（判決全文と論評：山本順一「熊取図書館問題」『みんなの図書館』No.370.2008.2）

\*地裁は原告の請求10万円に対し、5万円の損害賠償を町に命じ、町は控訴。のち和解。

### コラム 戦前、図書館利用は反射的利益。今は？

旧憲法下で図書館は勅令（図書館令）で設置された。

「営造物とは、行政の主体によって直接に特定の行政の目的に供せらるる継続的の一体の施設をいふ。…人の利用を為し得ることは権利ではない。行政はその営造物を公共の利用に供し、行政の客体はただその結果として之を利用し得るのみ。即ち利用者は営造物設定の反射たる利益

を享受し得るに過ぎない。」（磯崎辰五郎「行政法」1936.日本評論社）

1963年 地方自治法改正で「営造物」を廃し「公の施設」とされた。

地方自治法244条：地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

### 展望 米国では～図書館を利用する権利は憲法が保障する表現の自由の中心的位置を占める

【クライマー事件 米国第3巡回区連邦控訴審裁判所判決（1992.3.23）】

クライマー（41歳・ホームレス）が、「騒々しい行動や乱暴な行動、不必要な凝視…ほか他者の妨害になる行動」をする利用者を退館させられることができるとする館則とその適用は連邦憲法修正1条違反で無効とモリスタウン市公立図書館を提訴。以下、判決骨子。

①情報を受け取る権利は修正1条に基づいて成立する。

② 公立図書館を利用する権利は、情報を受け取る権利の中心的位置(the quintessential locus)を占める。

③（略）

④モリスタウン市は館則で、そのような図書館を選択・設置・運営することを表明している。

⑤他の人の目的達成を妨げることを規制する規則に違憲性はない。

\*ALAはこの判決を、図書館権利宣言の理念と実践を法的に認知し、公立図書館の存在意義を憲法の権利保障の枠組みに位置づけ画期的としている。(川崎良孝『図書館の自由とは何か』84p)

### (3) 公平性

#### 1) 法令の公平性規定

- ・「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない」(憲法第14条)
- ・「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」(地方自治法第244条2項) / 「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」(同法同条3項)

#### 2) 図書館利用の無料原則は、「成果の平等」を嫌悪する新自由主義も否定できない「機会の平等」=近代社会の基本理念

- ・図書館法17条「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」

#### ・国際的には

「ユネスコ公共図書館宣言1994年」：公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。

「IFLA/インターネット宣言」(2002.8.23 IFLAグラスゴー大会総会採択)：町から離れたいちばん小さな村落に住んでいようと、あるいは最大の都市にいようと、世界中の個人とグループが情報に平等にアクセスできるようにし、それによって個人的成熟、教育や知的刺激、豊かな文化や経済活動、広い見聞や知識に基づいた民主主義への参加が可能になる。

インターネットとその情報源のすべてへのアクセスは、国際連合世界人権宣言、特にその19条と一致していなければならない。図書館・情報サービス機関では、他の中核的なサービスと同様、インターネットへのアクセスは無料とするべきである。」

#### わが国への効果

1999年の図書館法改正の際、インターネットの利用は17条が課金を禁じる「図書館資料の利用」ではないと解され、課金することは設置自治体の判断で可能とされた。しかし、現在、ネット利用と商用データベースの利用に課金する自治体は(知る限り)ない。

参考：「都内公立図書館インターネット等サービス状況」2014.9.10更新 都立図書館調査

### 3. 自由宣言第3「図書館は利用者の秘密を守る」—公立図書館は緊張感が低下していないか？

○刑事訴訟法の第197条2項「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」に基づく照会に対し、貸出記録などの読書事実を提供すべきではないということを、図書館界は1970年代から学習し、共有してきた(はずだ)。

○1995年と2012年「図書館の自由に関する全国公立図書館アンケート調査」で、「提供した」は95年は1割程度。だが、2012年は6割程度に増加している。

○個人情報保護法制は、第三者への個人情報の開示は本人の承諾を要するとするが、「法令に基づく場合」はその例外とし、総務省はその「法令」に刑訴法197-2を例示している。

\*行政機関個人情報保護法 第8条：「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」

国(総務省)の説明

この「法令」には、刑訴法第197条2項と第507条、民事訴訟法第186条、第223条第1項及び第226条、弁護士法第23条の2等があたる。

但し、「本項は…利用目的以外の利用・提供をなし得るとするものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。」

(『行政機関等個人情報保護法の解説』総務省行政管理局監修、ぎょうせい、2005. 38p)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/question05.html#5-7](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/question05.html#5-7)

\* 刑訴法第 197 条 2 項: 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

**(1) 読書事実(何を讀んだか)、という傾向のものを読むか(読書傾向)は、国家権力が露見を強制できない「思想及び良心」の領域に属する。**

1) 憲法19条の「思想及び良心」とは、世界観、人生観、主義、主張などの個人の人格的な内面的精神作用を広くふくむものと解される。

「侵してはならない」とは、第一に、国民がいかなる国家観、世界観、人生観をもとうとも絶対的に自由であり、国家権力は、内心の思想に基づいて不利益を課したり、特定の思想を抱くことを禁止することができない、ということである。第二に、国民がいかなる思想を抱いているかについて、国家権力が露頭(disclosure)を強制することは許されないこと、すなわち沈黙の自由が保障されることである。

(芦部信喜『憲法 第三版』(岩波. 2002. 140—141p)

2) 「知る」営みは「思想・良心」の形成過程

知る(読む・聞く・見る・感じるetc) 営みは、様々な情報にアクセスするだけでなく、アクセスした情報を内在化していく(自分のものにする or 修正、摘出、再構築して自分のものにする or 否定する or 無視する)ことで意味をもつ。かかる内在化は「思想・良心」「内心」の形成過程に他ならない。(西原博史『良心の自由』成文堂2001. 22p)

**(2) 個人情報保護法制は、個人識別情報の収集・維持管理のルールを定め、行政庁が規制する。**

○行政機関個人情報保護法にプライバシー概念はないー総務省の説明

「「プライバシー権」について、判例から一義的な法概念を見出すことは困難である。

…近年では「プライバシー権」として主張される内容は極めて多様かつ多義的なものとなっている(例えば、勝手に写真を撮られて雑誌に掲載されない、覗き見されない等。論者によっては、墮胎といった私事についての「自己決定権」や、地下鉄内の商業宣伝放送といった聞きたくない音を聞かされない自由もプライバシー権として議論されている)。「自己情報コントロール権」…についても、論者により様々な考え方が見られる。」

「本法は「プライバシー権」や「自己情報コントロール権」という文言を用いず…個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みを具体的に規定するものである。」

(前出『行政機関等個人情報保護法の解説』9-10p)

**(3) プライバシー権は「本人が欲しない他者にはみだりに個人情報を開示されない自由」であり、裁判所が民事規制する。**

○内心の自由に配慮した判決: 早稲田大学プライバシー侵害事件・最高裁判決(2003.9.12)

**【事件の概要】**

1998年11月、中国の江沢民国家主席が早大で講演した際、講演会に参加予定の学生ら約1,400人分の名簿を、大学側が同意を得ずに事前に警視庁に提出したことがプライバシー権の侵害にあたるかどうか争われた。

**【判決】**

学籍番号、住所、氏名、電話番号など「個人識別のための単純な情報」も「本人が自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然で「法的保護の対象」と位置づけ、「承諾を求めることが困難だった事情はうかがえないのに同意の手続きを取っておらず、情報の適切な管理についての期待を裏切った開示はプライバシーの侵害で不法行為となる」

## 【判決の意義】

これまで裁判所は、プライバシー訴訟においては、プライバシー権の侵害とは、公開された内容が(イ)私生活上の事実、または私生活上の事実らしく受けとられるおそれのある事柄 (ロ)一般人の感受性を基準にして、公開を欲しないであろうと認められる事柄 (ハ)一般の人々に未だ知られていないことを要件とし(「宴のあと」事件東京高裁判決 1964.9.28)、個別事例について侵害の程度・態様と表現の自由の価値とを比較考量して判断してきた。肖像権、前科の開示などの判例が積みかさねられている。

本判決は「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものである」と述べる。集会参加は「私生活上の事実」とはいえず、このように政治性・思想性をおびた集会に参加する個人を特定する情報は思想・良心にかかわり、絶対的に保障されるべき内心の自由とのかかわりが強いという認識がうかがえる。

## (4) 対応の留意事項

### 1) 個人情報保護条例にある機微情報(センシティブ情報)の規定に注目する

\* 東京都個人情報保護条例 第7条 5項

実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

- 一 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- 二 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

\* センシティブ規定のない条例は未見。総務省のプライバシー概念排除方針は法制全体に及んでいない。

2) 照会に応じて行政規制は免れるが、本人は捜査機関への開示によってプライバシー権を侵害されたとして損害賠償等を求める民事訴訟を提起される可能性がある。

3) 照会に緊急性が認められなければ、捜査機関に捜索差押令状の司法判断を求めることに合理性がある。裁判所の令状交付は22万6千件に上る(「司法統計年報 2011年度」)。

4) 読書の秘密が守られるという利用者の期待に反すれば、図書館利用(知る自由)は委縮する。

### 5) 照会に応じる要件を限定的に規定しておく

**参 考** 「JIS Q 15001:個人情報保護マネジメントシステム—要求事項 2006」のセンシティブ情報の規定

JIS Q 15001 とは: 個人情報を事業の用に供している、あらゆる種類、規模の事業者には適用できる個人情報保護マネジメントシステムに関する要求事項について規定。工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

主務大臣は経済産業相。【制定】1999-03-20 【改正】2006-05-20。全文は下記サイト

[http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/JIS/html/jp/expl/jis\\_q\\_15001\\_000\\_000\\_2006\\_expl\\_j\\_ed10\\_ch.pdf](http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/JIS/html/jp/expl/jis_q_15001_000_000_2006_expl_j_ed10_ch.pdf)

#### 【3.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得、利用及び提供の制限】

事業者は、次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供は、行ってはならないことが示され、要求されている。ただし、これらの取得、利用又は提供について、明示的な本人の同意がある場合・・・は、この限りでない。

- a) 思想、信条又は宗教に関する事項
- b) 人種、民族、門地、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- c) 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
- d) 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
- e) 保健医療又は性生活に関する事項

【3.4.2.6 利用に関する措置】(山家注:本人同意のない目的外開示を厳しく限定し、事例をあげて説明している)

(1) 事業者は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用しなければならないことが要求されている。

(2) 特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ…内容の事項を本人に通知し、本人の同意を得なければならないことが要求されている。ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りではない。

a) 法令に基づく場合

\* 例えば、刑事訴訟法第218条の令状による捜査に基づき、個人情報を取扱う場合、少年法第6条の5の令状による触法少年の調査の場合、所得税法第234条の所得税に係る税務職員の質問調査権の行使の場合、地方税法第72条の7の事業税に係る徴税吏員の質問調査権行使の場合などをいう。(以下略)

(山家注:取得にのみ厳格な取扱いを求める条例と違い、利用—外部提供などプロセス全般に厳格な取扱いを求める。 \*印は日本企画協会の説明。ここで例示されている法令はいずれも違反者への処罰規定を持つ。)

b) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

\* ①人の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、②これを保護するために個人情報の利用が必要であり、③かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(他の方法によって、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。)をいう。例えば、急病その他の事態時に本人の血液型や家族の連絡先等を医師や看護師等に提供する場合、製品事故が生じたため、または製品事故は生じていないが人の生命若しくは身体に危害を及ぼす窮迫した危険が存在するため、製造事業者等が消費生活用製品をリコールする場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合などをいう。

c) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

\* 例えば、伝染病の発生時に保菌者と接触した可能性のある個人情報を利用する場合、不登校生徒の問題行動について、児童相談所・学校・医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の間で当該児童生徒の情報を交換する場合などをいう。

d) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

\* 例えば、事業者が税務署の職員等の任意捜査に対し、個人情報を提出する場合などをいう。国の機関等による任意の求めに応じるかどうかについては、当事者の恣意的な判断ではなく、条理又は社会通念による客観的判断のもとで、限定的に解釈する必要がある。

5) 読書の秘密に直接かわからない利用事実についても、読書事実について準じて留意し対応する

#### 4. 自由宣言を具体化する取り組み

**参考事例** 資料収集及び資料提供の自由の制限 (静岡市立図書館「スタッフマニュアル」より)

特定の資料について収集・提供の制限に関する申立を受けた場合、特定の人の人権やプライバシーを侵害しているおそれがある場合など、資料の収集・提供の自由の制限について検討する必要があるとき、次のような段階を踏んで対策を講じる。

##### 1 資料制限の申し立て

収集・提供の制限に関する申立を受け付けた者（以下、「受付者」）は、要請をした者（以下、「申立者」）に対し、図書館は「図書館の自由に関する宣言」に従って資料を収集・提供しており、収集・提供の制限はできない旨を伝える。それでも申立者に納得していただけない場合、「資料に対する申立処理記録」書式により、申立者の氏名または名称、連絡の必要の有無と連絡先、対象資料、申立の趣旨・内容等を確認する。

## 2 申し立て後の処理

- (1) 受付者は、児童書に関する要請の場合は児童選書会議の会議幹事に、その他の資料に関する要請の場合は資料・サービス担当者会議の会議幹事に、申立の詳細を伝える。図書館が収集し、または提供する資料について、特定の人の人権やプライバシーを侵害しているおそれがある場合は、そのことを発見した職員が、受付者と同様の行動をとるものとする。
- (2) 児童選書会議または資料・サービス担当者会議（以下、併せて「会議」）の会議幹事は、中央館長に状況を報告したうえで、その緊急性に応じて以下のいずれかの方法により検討する。
  - ① 申立への対処方法の検討を議題とする臨時会議を開催。
  - ② 定時の会議において申立への対処方法を検討。
- (3) 会議は、「図書館の自由に関する宣言」、「静岡市立図書館資料収集方針」等に照らし、申立への対処方法を検討する。その際、以下の点に留意する。
  - ① 制限は極力限定されるべきであり、利用者の知る自由を最大限守ることを常に念頭におく。
  - ② 申立者だけでなく、著者・出版者・利用者・人権侵害を受けたとされる方を含む、できるだけ多くの利害関係者の主張の正確な把握に努める。
  - ③ 時間が許す限り、会議のメンバーだけでなくすべての職員に周知し、意見を募り、それらを集約したうえで結論を出す。
  - ④ 資料の特定部分を削除・改変することは著作権の侵害であり、著者及び出版者以外の者のコメント等を資料に添付することも、著作権を侵害したり利用者に資料への偏見をもたせる危険性が高いので、たとえ提供の制限を緩和するためであっても、そのような方法は避ける。
  - ⑤ 結論が出るまで制限は行わない。
- (4) 会議幹事は、中央館長に会議の結果を報告し、申立への処置について中央館長の決裁を受けたうえで、必要な措置をとる。
- (5) やむを得ず何らかの制限をする場合、それは利用者の権利の制限でもあるので、必ず「図書館だより」等により制限を行う旨を、その理由と合わせて広報する。

## 3 その他

- (1) 所蔵資料の提供が問題となった場合、該当する資料はその種類を問わずすべて、少なくとも1部を「010.1」に分類し直し、「図書館の自由」という件名を付して、書庫に永久保存する。
- (2) 所蔵資料以外の関連資料も事件毎にファイルし、利用者が閲覧できるようにする。
- (3) 制限の対象となっている資料については、その措置を年1回、会議において見直すものとする。

## 5. まとめ

- わが国では知る自由の母体である表現の自由が容易に法律とその適用によって規制される。他の基本的人権に優越するとする近代憲法の原則は、実質的に認知されているとはいえない。
- 権利性、価値中立性、公平性から構成される図書館の自由についても、わが国裁判所は表現の自由を法的根拠とするに至らず、「人格的利益」を以てするに止まっている。
- 「図書館の自由」と図書館作用法の系列「憲法－教育基本法－社会教育法－図書館法－望ま

しい基準」を具体化するサービスを進めることが基本。  
サービスの実践が、住民が図書館を利用するカタログを豊かにし、権利として確定していく。

以上